

七飯町立七飯中学校部活動基本方針

－ 安全で充実した部活動のために －

令和4年4月

1 基本的な考え方

部活動は

- ・同じ目的をもった仲間と、学級や学年を越えて活動することで、人間性や社会性を磨くことができる
- ・自分の可能性を信じて限界に挑戦することで、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができる

など教育的意義が大きいと言われていました。

一方で、部活動における行きすぎた指導や過熱化が問題となっていることも事実であり、これまでスポーツ庁や北海道教育委員会からは、適切な休養日の設定や体罰・暴言の防止に関する通知が出され、さらには部活動の適切な指導を徹底するため、「部活動における指導ガイドライン」が策定されました。

また、価値観の多様化や少子化、教員の大幅な世代交代といった時代の変化により、活動する部員数の減少、指導する教員の専門性の課題、生徒や保護者の考え方の多様化など、学校に求められるニーズの増大による教職員の多忙化といった、解消すべき新たな課題にも直面しています。

このような状況を鑑み、本校では今後の部活動のあり方について、教育活動の一貫として適切に行われるよう、「部活動基本方針」を策定しました。

今後、この基本方針をもとに、学校教育目標や目指す生徒像の実現に向けて、全教職員で部活動のあり方について協議し、生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスが実現されるよう、学校が一丸となって、より効果的で有意義な部活動となるよう努めます。

2 部活動の運営体制について

- (1) 本方針に則って行う。
- (2) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (3) 生徒が、スポーツ・芸術文化等の活動に親しむことで、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるように、適切な指導を行う。
- (4) 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (5) 各顧問は、安全管理に努め、事故防止を徹底し、適切な指導を行う。

3 令和4年度設置部活動

- (運動系) 陸上競技部 野球部 サッカー部 男子ソフトテニス部
男女バスケットボール部 女子バレーボール部 男女卓球部
- (文化系) 吹奏楽部 美術部

4 部活動担当者会議の設置

- ・本校部活動を円滑に運営するため、部活動担当者会議を設置する。
- ・この会議は、本校の主たる担当者1名と教頭及び生徒指導部部活動担当者で構成する。
- ・この会議の業務は、①部活動基本方針の内容の検討に関すること ②部活動の運営計画に関すること ③その他、部活動に関する諸問題の解決に関すること

5 休養日（「北海道の部活動の在り方に関する方針」による）

- (1) 学期中は原則として、平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度とする。
- (2) 活動時間はできるだけ短時間とし、合理的・効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
※水曜日と土曜日又は日曜日など
- (4) 大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等（以下「大会等」という。）の前で、やむを得ず活動を行う場合(中体連、文化関係団体等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。
- (5) 休養日に大会参加・合宿・遠征等で集中して長時間活動を行う場合は、休憩時間を十分にとるとともに、通常とは別に休養を設定する。
- (6) 長期休業中の休養日は、学期中に準じて設定する。また、ある程度まとまった休養期間も別途設ける。
- (7) テスト前3日は、原則として活動を行わない。

6 参加する大会

- (1) 運動部は、原則として中学校体育連盟の主催もしくは共催する大会等とする。
- (2) 文化部は、原則として学校文化関連の団体連盟の主催もしくは共催する大会等とする。
- (3) その他の大会の参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、校長が許可した場合のみ認める。

7 部活動の実施環境の整備

今日的な部活動運営の動向を踏まえ、地域団体や保護者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・芸術等の活動に親しむ環境整備を推進する。

8 部活動の改廃等

部活動の改廃については、長期的な観点や地域との協働を軸に検討を進める。

9 その他

- (1) 活動に係る詳細は別途取り決める。
- (2) 部活動ごとに保護者会を組織し、諸活動の支援を要請するほか、会計等について透明性を確保する。
- (3) 外部指導者については、渡島中学校体育連盟の規約に則り活用する。

